三重津海軍所跡整備基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

平成 30 年４月

佐賀市企画調整部三重津世界遺産課

目　　次

１　目的 …… ２

２　プロポーザルの概要 …… ２

３　委託業務の概要 …… ３

４　参加資格要件等 …… ４

５　質問の方法等 …… ５

６　参加の方法等 …… ６

７　企画提案書等の提出 …… ６

８　審査及び審査結果の公表 …… ８

９　留意事項 …… ９

１０　失格要件 …… ９

１１　契約に関する事項 …… ９

１２　その他 …… 10

１３　添付書類等 …… 10

別表　評価項目、評価基準及び配点 …… 11

別添　三重津海軍所跡整備の概要 …… 12

1　目的

佐賀市（以下「本市」という。）に所在する三重津海軍所跡は、平成 25 年３月に国史跡指定、平成 27 年７月に「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（以下「明治日本の産業革命遺産」という。）の構成資産として世界遺産に登録された。

本市で平成 29 年度に策定した「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」（史跡三重津海軍所跡整備基本計画を兼ねる。以下「整備基本計画」という。）では、「見えない三重津が見えてくる」をビジョンとし、三重津海軍所跡の今後の保存・整備・活用に関する基本的な考え方を示している。あわせて、本市は「三重津海軍所跡ガイダンス施設基本計画」（以下「ガイダンス基本計画」という。）を策定し、佐野常民記念館（以下「記念館」という。）を活用したガイダンス施設整備について基本的な考え方を定めた。それらの概要については、別添「三重津海軍所跡整備の概要」で示したとおりである。

本市は今後、両計画のもと、三重津海軍所跡のガイダンス施設整備（以下「屋内展示」という。）と現地整備（以下「屋外展示」という。）を一体的に進めることとしている。

本実施要領は、その整備に向けての基本設計を実施するにあたり、業務に最も適した業務受託候補者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

2　プロポーザルの概要

（１）プロポーザルの名称

三重津海軍所跡整備基本設計業務委託公募型プロポーザル

（２）プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

（３）主催者

佐賀市

（４）事務局

佐賀市企画調整部三重津世界遺産課（以下「事務局」という。）

〒840－8501

佐賀県佐賀市栄町１番１号

ＴＥＬ：0952－40－7109　　ＦＡＸ：0952－40－7382

Ｅ－mail：sekaiisan@city.saga.lg.jp

佐賀市ホームページ：http://www.city.saga.lg.jp/

（５）本プロポーザルに係る日程等

公募開始（市ホームページ掲載）	平成 30 年４月 23 日（月）
質問書提出期限	平成 30 年５月７日（月）午後５時
質問書に対する回答期限	平成 30 年５月 10 日（木）
参加表明書提出期限	平成 30 年５月 15 日（火）午後５時
企画提案書等提出期限	平成 30 年６月１日（金）午後５時
審査	平成 30 年６月４日の週　※予定
審査結果の通知	平成 30 年６月 11 日の週　※予定

（６）関係資料の配布

①関係資料

ア　三重津海軍所跡整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ　様式（第１号～第９号）

ウ　三重津海軍所跡整備基本設計業務委託公募型プロポーザル審査書類記載要領

エ　三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋内展示）仕様書

オ　三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋内展示）特記仕様書

カ　三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋外展示）仕様書

キ　三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋外展示）特記仕様書

ク　整備基本計画

ケ　ガイダンス基本計画

②配布方法

佐賀市ホームページからダウンロードすること。

３　委託業務の概要

（１）業務名称

三重津海軍所跡整備基本設計業務委託

（２）業務内容

屋内展示と屋外展示の基本設計を一体的に行うため、本実施要領により最優秀者・次点者の選定を行う事業は、次表の１及び２の事業とする。業務内容の詳細は、業務委託仕様書及び特記仕様書で示す。

なお、三重津海軍所跡の整備では、屋内展示と屋外展示の一体的な整備（以下「一体展示」という。）を目指すことに加え、三重津海軍所跡と隣接する記念館を活用して、佐野常民の顕彰展示との連動を図るとともに、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」のガイダンス機能をもつ施設としての整備も目指すこと等から、以下に示す各設計業務は密接に連動するものとなる。

	業務委託名	備考
1	三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（屋内展示）	文化庁補助事業活用
2	三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（屋外展示）	
3	三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（展示施設建築・外構設計）	別途発注
4	三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（世界遺産展示設計）	別途発注
5	佐野常民展示設計業務委託	別途発注

（３）履行期間

契約締結日から平成 31 年３月 20 日（水）まで

（４）委託料上限額

委託料の上限額は、業務委託ごとに下記のとおり設定する。

業務委託名	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（屋内展示）	１８，６１２，１８０円
三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（屋外展示）	１０，８００，０００円

４　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は設計共同企業体（以下「設計ＪＶ」という。）とし、単体企業又は設計ＪＶの構成員の資格要件等は次のとおりとする。

なお、単体企業は設計ＪＶの構成員として、設計ＪＶの構成員は単体企業又は他の設計ＪＶの構成員として参加することはできない。参加者が資格要件を満たさないことが明らかになった場合は、その時点で失格とする。

（１）すべての参加者に必要な資格要件

単体企業、設計ＪＶのすべての構成員は、次に示す要件をすべて満たすこと。

① 本市の競争入札参加資格者一覧表に登録されている者であること。

② 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

④ 公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きの開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立てが行われた者でないこと。

⑤ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（２）屋内展示の設計を行う者の資格要件

屋内展示の設計を行う者は以下の条件をすべて満たすこと。設計ＪＶにおいては、構成員のいずれかにおいて条件をみたすこと。

① 平成 20 年度以降に元請として、展示整備の設計実績があること。

② 前項に掲げる設計業務において担当技術者としての実績をもつ者を、本設計業務の担当技術者として配置できる者であること。

（３）屋外展示の設計を行う者の資格要件

屋外展示設計を行う者は以下の条件をすべて満たすこと。設計ＪＶにおいては、構成員のいずれかにおいて条件を満たすこと。

① 平成 29・30 年度佐賀市業務委託関係競争入札参加資格者一覧表に掲載されている者で、「土

木関係建設コンサルタント」の「造園」に登録されている者であること。

② 平成 20 年度以降に元請として、国史跡整備の設計実績があること。

③ 前項に掲げる設計業務において担当技術者としての実績をもつ者を、本設計業務の担当技術者として配置できる者であること。

（４）基本設計業務の総括責任者及び担当技術者の要件等

①総括責任者は、展示整備の担当技術者としての実績をもち、本市が別途発注する展示施設建築・外構設計業務を担当する者と円滑に業務調整をできる者とすること。なお、(2) ①を満たす参加者と直接的な雇用関係（在籍出向者、派遣社員は該当しない。）にある者を配置すること。

②担当技術者は、本プロポーザルに参加を表明する者と直接的な雇用関係（在籍出向者、派遣社員は該当しない。）にあること。設計ＪＶの場合は、いずれかの構成員と直接的な雇用関係にあること。

（５）設計ＪＶの資格要件

各構成員の出資比率は、代表構成員の出資比率が最大であること。

（６）設計ＪＶの存続期間

①本業務の委託契約の受託者となった場合

本業務の完了後３ヶ月以上存続するものとする。

②本プロポーザルの最優秀者とならなかった場合

本業務の委託契約が締結される日まで存続するものとする。

（７）参加者に対する制限

次の者は、本プロポーザルに参加できない。また、参加者は次の者から本プロポーザルに関し、直接又は間接的に支援を受けることはできない。

① 本市職員

② 本市職員の同居の家族及びこの者が自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織若しくは大学の研究室等に所属する者

５　質問の方法等

本プロポーザルに関する質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けない。

（１） 提出期限

平成 30 年５月７日（月）午後５時まで

（２） 提出方法

質問書（様式第１号）により、事務局のＥ-mail アドレスへ電子メールにて提出すること。

なお、送信後は到着確認のため事務局に電話連絡をすること。

（３）回答

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せたうえで、平成 30 年５月 10 日（木）までに佐賀市ホームページに掲載する。なお、回答内容は本要領等の追加または修正とみなす。

６　参加の方法等

本要領に基づきプロポーザルに参加する者は、参加表明書等を提出すること。

（１） 提出期限

平成 30 年５月 15 日（火）午後５時まで（必着）

（２） 提出方法

持参又は書留扱いの郵送にて提出すること。持参する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く各日午前８時 30 分から午後５時までとする。書類は封筒に入れ、封筒の表には本プロポーザルに係る参加表明書が入っていることが分かるように明記すること。

なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切責任を負わない。

（３） 提出場所

事務局

（４） 提出書類

① 参加表明書（様式第２号）

② 設計ＪＶの場合は、共同企業体協定書（様式任意）の写し（出資比率が分かること）

（５） 提出部数

１部

（６） 受領書の送付

参加表明書提出者には、参加表明書受領通知書（様式第３号）を、参加表明書記載の連絡責任者のメールアドレスに電子メールにて送付する。

７　企画提案書等の提出

参加表明書受領通知書を受領した者は、別紙「三重津海軍所跡整備基本設計業務委託公募型プロポーザル審査書類記載要領」に従い、企画提案書等の書類を次により提出すること。

（１）提出期限

平成 30 年６月１日（金）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

持参又は書留扱いの郵送にて提出すること。持参する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く各日午前８時 30 分から午後５時までとする。提出書類のうち正本及びＣＤ－Ｒメディアについては封筒に入れ、封筒の表には本プロポーザルに係る企画提案書等が入っていることが分かるように明記すること。なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切責任を負わない。

（３）提出場所

事務局

（４）提出書類

提出書類	様式	正本数	副本数
プロポーザル審査書類提出書	第４号	１部	10 部
設計事務所の概要	第５号	１部	10 部
設計事務所の同種・類似業務実績	第６号	１部	10 部
配置予定総括責任者の経歴等	第７号	１部	10 部
配置予定担当技術者の経歴等（屋内展示）	第８－１号	１部	10 部
配置予定担当技術者の経歴等（屋外展示）	第８－２号	１部	10 部
企画提案書	―	１部	10 部
参考見積書	―	１部	10 部

（５）企画提案書の内容

企画提案書は、以下の業務実施方針及び課題に対する提案内容について、Ａ３サイズ横片面に計４枚以内で記述すること。なお、本市が定めた「整備基本計画」及び「ガイダンス基本計画」の内容を十分にふまえたものとすること。

① 業務実施方針

基本設計業務の実施にあたっての実施方針（考え方や業務の進め方）、設計チームの特長、基本設計を行う上で特に重視する配慮事項について、簡潔に記述すること。

② 課題

課題１	**「一体展示」における具体的な手法の提案** 以下の点を含めた提案とすること。 ・三重津海軍所跡の特殊性（河川敷に立地。大部分が地下遺構である。） ・屋外展示におけるドライドックの表現方法 （整備基本計画 86～91 頁参照） ・「凌風丸」の復元要望に対する考え方 ・デジタル技術の具体的な導入手法 ・屋内展示と屋外展示をつなぐ具体的な動線 （整備基本計画 82 頁及びガイダンス基本計画 52 頁参照） ・記念館３階への誘導策及び記念館３階テラスの視点場としての活用策 ・天候に左右されない来訪者の満足度向上のための工夫 ・遺構の確実な保存
課題２	**持続的に魅力ある展示とするための提案** ガイダンス基本計画で示す「展示の基本方針」６項目に沿った提案とすること。（ガイダンス基本計画 46～48 頁参照）
課題３	**「一体展示」の基本設計を効果的・効率的に進めるにあたっての業務工程計画** 以下の点は必ず含むこと。 ・指導委員会各回（第２回から第５回）における議論テーマと設計業務の進め方 ※指導委員会については、別添「三重津海軍所跡整備事業の概要」を参照すること。

（６）提出部数等

①提出書類は上表に掲げる部数を提出すること。正本はクリップ留めとし、副本は提案者を特定又は推測することができる内容の記述（設計事業者名やロゴマーク等の類）が未記載又は墨消し処理を行ったＡ４サイズのファイルに、１部ずつ綴じて提出すること。

綴じる書類の順番は、プロポーザル審査書類提出書（様式第４号）を一番上に、上表の順に整理すること。その他提出が必要な書類は、関係する様式の後ろに整理すること。

②提出物は印刷物とは別に正本の電子媒体（すべてＰＤＦファイル）をＣＤ－Ｒメディア（１枚）にて提出すること。

（７）再提出等

提出した審査書類の再提出、差替え及び修正は認めない。

８　審査及び審査結果の公表

（１）審査委員会

本プロポーザルの審査は、本市が設置する三重津海軍所跡整備基本設計業務委託受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

（２）審査方法

提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、参加表明者の業務実績、配置予定技術者の保有資格、業務実施方針、提案課題への対応力等を別表の評価基準に基づき総合的に評価し、評価が最も高かった者を最優秀者として１者及び次点者を１者選定する。なお、審査は非公開で行う。

（３）評価項目、評価基準及び配点

別表のとおりとし、点数による順位付けを行う。

（４）プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案を対象に、以下の方法によるプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施する。

① プレゼンテーションは企画提案書を用いて 20 分以内で行うこと。なお、説明にはプロジェクターを用いて行うことができる。その場合、スクリーンのみ本市で準備するため、パソコン及びプロジェクター等の機材は参加者が持参すること。なお、企画提案書以外の資料の配布は認めない。ただし、「デジタル技術の具体的な導入手法」の説明を行う上で必要な動画等の使用はこの限りではない。

② プレゼンテーションの後、ヒアリングを 15 分程度行う。

③ 出席者は５名以内とし、配置予定の総括責任者及び担当技術者は必ず出席すること。企画提案の内容の説明は、総括責任者が中心となって行うこと。

④ 出席者は、事務所名等が特定できるような衣類やバッジ等を身につけないこと。

⑤ その他詳細については別途通知する。

（５）最優秀者等の選定

本市は、審査委員会による選定結果を受け、最優秀者及び次点者を選定する。

（６）審査の結果

審査結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

なお、審査及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては認めない。

（７）審査結果の公表

審査結果は、佐賀市ホームページにおいて公表する。また、本市は最優秀者の企画提案書の内容を出版物等へ掲載し、又は展示等に使用できるものとする。

９　留意事項

（１） 参加表明書及び企画提案書等の提出は、１者につき１件とする。

（２） 審査書類に記載された配置予定の総括責任者及び各技術者は、原則として変更できない。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を選任するものとする。

（３） 参加表明者が参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第９号）を事務局に提出すること。

（４） 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

（５） 現地説明会は開催しない。現地見学は自由であるが、来訪者に迷惑がかからないように配慮すること。また、記念館の職員及びボランティアスタッフに対し、今回のプロポーザルに関連する質問等は一切行わないこと。

（６） 提出された書類一式は返却しない。

（７） 提出書類の著作権は各参加者に帰属する。ただし、本業務において公表する必要が生じたときは、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

（８） 成果品の著作権は本市に帰属する。

（９） 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）の規定による計量単位に限る。

１０　失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とする。

（１） 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

（２） 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

（３） 指定する様式及び記載要領等に示された条件に適合しない場合

（４） 本要領記載事項に違反すると認められた場合

１１　契約に関する事項

（１） 本プロポーザルの最優秀者に本業務を委託する予定とする。なお、委託業務の内容は、最優秀者の提案内容に拘束されるものではなく、本市及び最優秀者との協議により決定することとする。

（２） 最優秀者との契約締結までに、最優秀者に失格事項等が判明した場合又は最優秀者が辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

（３） 本市は、本業務委託の契約締結後においても失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは、契約を解除できるものとする。

１２　その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は本市が別に定める。

１３　添付書類等

（１） 様式

① 様式第１号　　質問書
② 様式第２号　　参加表明書
③ 様式第３号　　参加表明書受領通知書
④ 様式第４号　　プロポーザル審査書類提出書
⑤ 様式第５号　　設計事務所の概要
⑥ 様式第６号　　設計事務所の同種・類似業務実績
⑦ 様式第７号　　配置予定総括責任者の経歴等
⑧ 様式第８－１号　配置予定担当技術者の経歴等（屋内展示）
⑨ 様式第８－２号　配置予定担当技術者の経歴等（屋外展示）
⑩ 様式第９号　　プロポーザル参加辞退届

（２） その他の書類

① 三重津海軍所跡整備基本設計業務委託公募型プロポーザル審査書類記載要領
② 三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋内展示）仕様書
③ 三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋内展示）特記仕様書
④ 三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋外展示）仕様書
⑤ 三重津海軍所跡整備基本設計業務（屋外展示）特記仕様書
⑥ 整備基本計画
⑦ ガイダンス基本計画

（別表）評価項目、評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
参加者の実績 （10 点）	同種・類似業務の実績 （屋内展示業務関係）	実績の種類、件数について評価	5
	同種・類似業務の実績 （屋外展示業務関係）		5
総括責任者、配置予定技術者の能力 （15 点）	総括責任者の実績	実績の種類、件数、立場について評価	7
	担当技術者の同種･類似業務の実績（展示業務関係）		4
	担当技術者の同種･類似業務の実績（史跡整備業務関係）		4
業務実施方針 （10 点）	業務実施方針	業務の理解度、取組意欲の高さや積極性について評価	4
	担当チームの特長	本業務に最適なチームとなっているか等、設計業務の取組体制について評価	3
	特に配慮する事項	業務の背景や課題等をふまえた配慮事項の的確性や理解度について評価	3
課題への対応力 （55 点）	課題１に対する提案内容	課題に対する提案内容の的確性（遺跡の立地条件等の与条件との整合性が取れているか等）、創造性（独自性、新規性等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）について総合的に評価	30
	課題２に対する提案内容		15
	課題３に対する提案内容		10
プレゼンテーション・ヒアリング （10 点）	取組意欲・姿勢	業務への積極的な取組意欲や姿勢、質問に対する迅速・明快な応答等について総合的に評価	5
	提案内容の具体性､諸課題への対応力、適応力		5
合計			100

（別添）三重津海軍所跡整備の概要

1　三重津海軍所跡の現状

・三重津海軍所跡は筑後川の分流早津江川の河川敷に立地し、大部分は国の所有地である。本市が国土交通省から河川敷の占用許可を受け、史跡地内の大部分を都市公園「佐野記念公園」として整備（平成 17 年 12 月開設）しており、「三重津海軍所図」をもとにした地上表示等が施されている。

・世界遺産登録による来訪者の増加を見据え、平成 27 年 3 月には三重津海軍所跡に関する解説板の設置、平成 27 年 11 月には地下遺構の平面表示及び解説板の設置を暫定整備として実施している。

・記念館は平成 16 年 10 月に佐野常民の顕彰施設及び都市公園の教養施設として開館した。現在、記念館３階に設置している「三重津海軍所跡インフォメーションコーナー」は、世界遺産登録を控えた平成 26 年 12 月に暫定的に整備した展示施設である。

・三重津海軍所跡の発掘調査は現在も継続して実施している。

2　整備の基本的な考え方

三重津海軍所跡は、幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要な遺跡である。特徴的な遺構であるドライドック護岸遺構など、遺構のほとんどは発掘調査後に保存のため地下に埋め戻されており、今後も遺構そのものを直接見せることは難しい状況にある。

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産でもある三重津海軍所跡の遺跡の保全を図りつつ、海軍所稼働期の様相を「見える化」し、来訪者に遺跡の全体像の理解を促すためには、「屋内展示」を通して三重津海軍所跡の概要や価値、歴史的背景を学び、遺構の役割や構造等を理解するとともに、「屋外展示」において海軍所稼働期から続く景観とともに地下遺構の位置や大きさを体感し、さらにはデジタル技術などを駆使したコンテンツなどの活用によりイメージを膨らませるなど、「屋内展示」と「屋外展示」のそれぞれの強みを活かして補完しあう「一体展示」を目指す必要がある。

なお、整備を進めるにあたっては、地下遺構の保全や河川施設への影響を十分に考慮するとともに、現在も継続中である発掘調査や文献調査の成果をもとに情報を更新していくことに留意することとしており、平成 30 年度時点で内容が確定できる情報を基本として、今回の基本設計業務を進めるものとする。

3　三重津海軍所跡整備の位置等

（1）屋外展示整備：

・対象範囲は、史跡三重津海軍所跡及び周辺地とする。

・13 頁に示すゾーニング図のうち、「船屋ゾーン」、「稽古場ゾーン」「修覆場ゾーン」「保存堤防ゾーン」が主な対象範囲となる。また、その他のゾーンに定めている整備活用の方向性にも留意し、三重津海軍所跡周辺における修景や案内・解説施設の整備等も対象に含める。

・史跡指定範囲の面積は 31,855.14 ㎡である。位置図は 14 頁、地形図は 15 頁に示す。

【ゾーニング図】

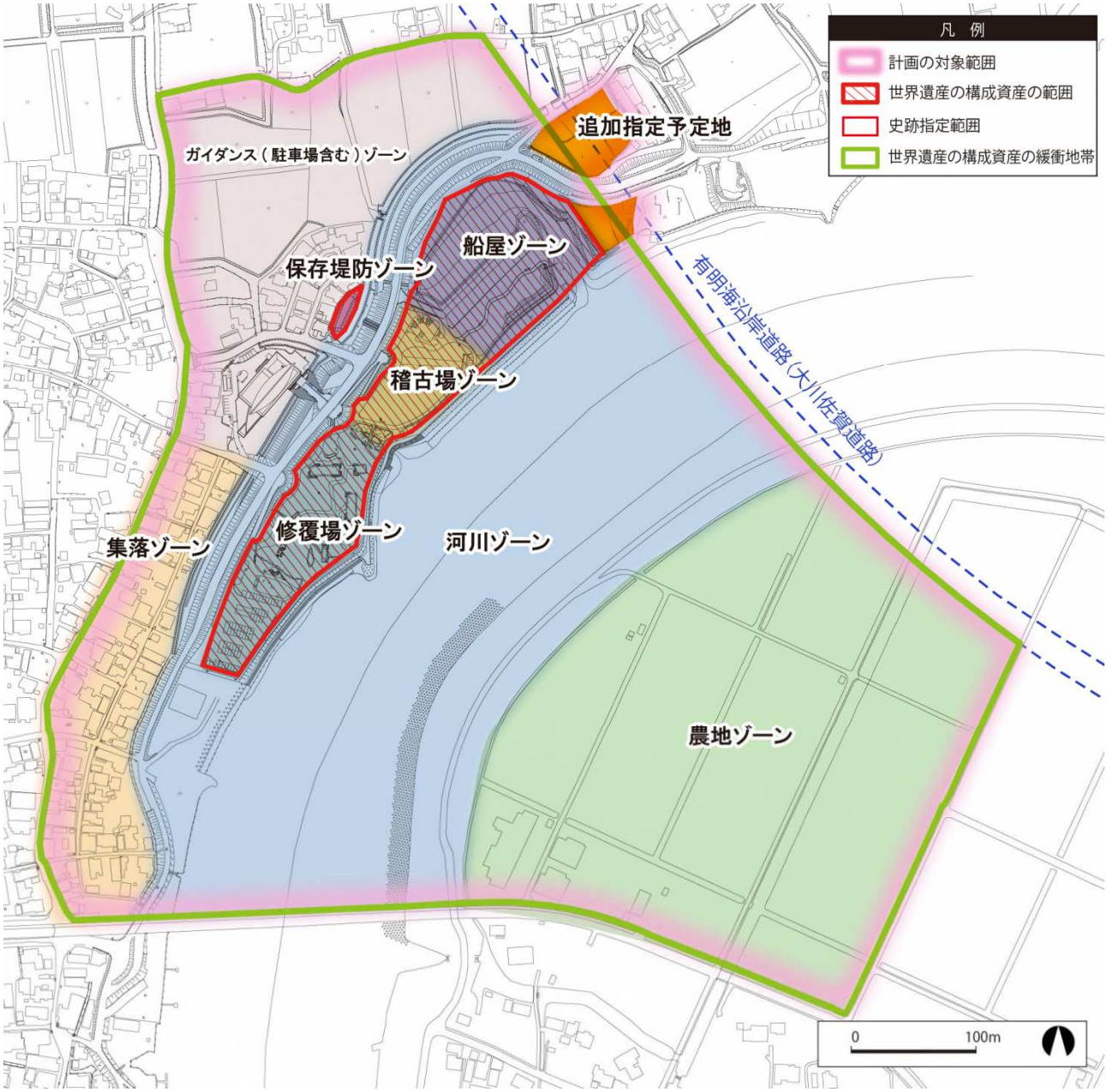
凡　例
計画の対象範囲
世界遺産の構成資産の範囲
史跡指定範囲
世界遺産の構成資産の緩衝地帯
追加指定予定地
ガイダンス（駐車場含む）ゾーン
船屋ゾーン
保存堤防ゾーン
稽古場ゾーン
修覆場ゾーン
集落ゾーン
河川ゾーン
農地ゾーン
有明海沿岸道路（大川佐賀道路）
0
100m

【史跡三重津海軍所跡位置図（1/50,000）】

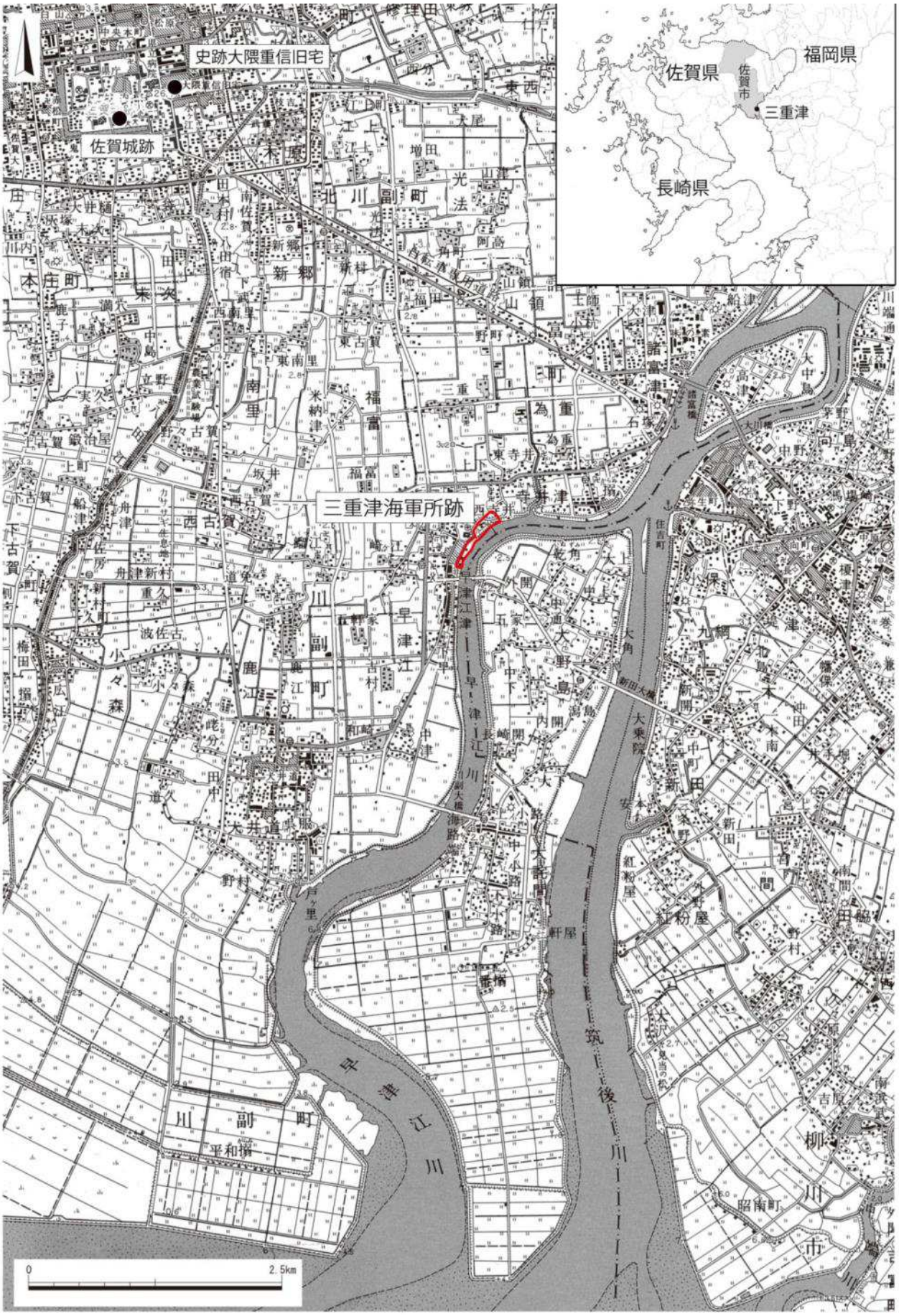

【三重津海軍所跡地形図（1/1000　史跡指定範囲は赤線で囲まれた範囲内）】

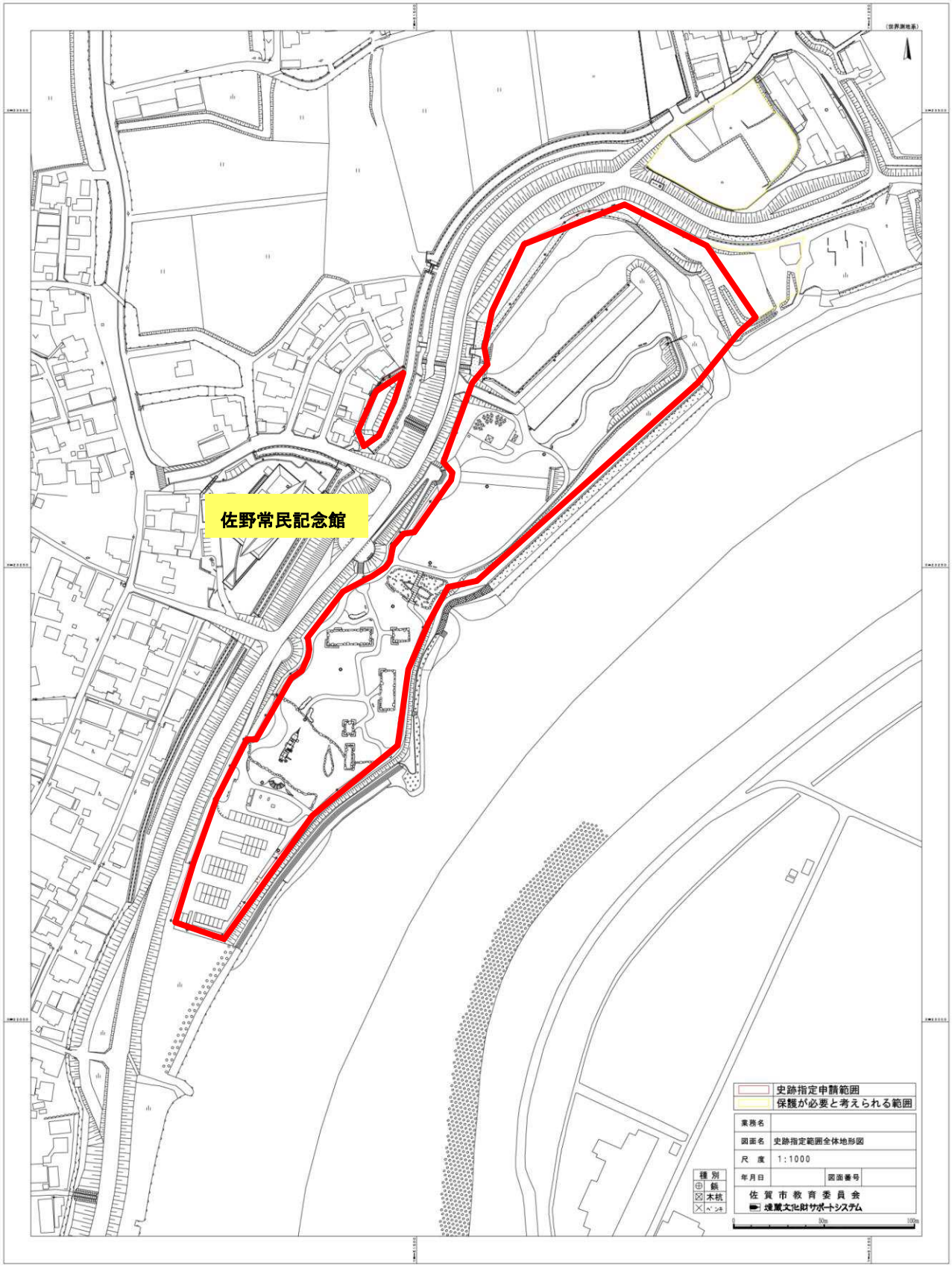

（２）屋内展示整備：

屋内展示施設は、記念館及び記念館と隣接する市所有の土地を活用して整備を図る。

なお、記念館の現状の床面積では展示面積が不足するため、記念館１階の増築等により、約250 ㎡程度の増床を見込んでいる。

	記念館	隣接する土地（寄附地）
所在地	佐賀市川副町大字早津江津 446-1	佐賀市川副町大字早津江津 451、455
敷地面積	4,964.41 ㎡	474.28 ㎡
建築面積	（現状）1,259.01 ㎡	―
延床面積	（現状）2,204.44 ㎡	―

【記念館及び隣接する土地の位置図】

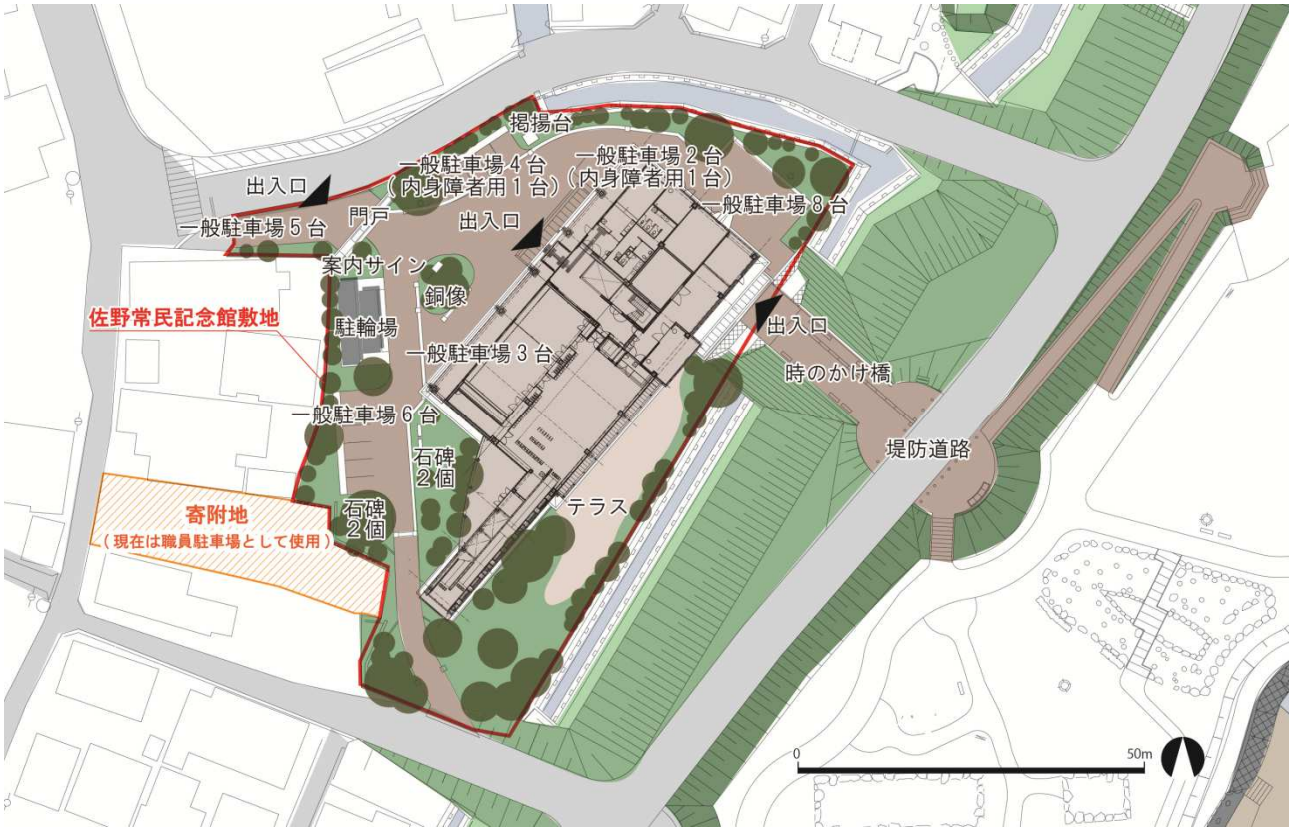

４　三重津海軍所跡の保存・整備・活用の全体構想（ビジョン）と一体展示のイメージ

（１）全体構想

「見えない三重津が見えてくる～幕末佐賀藩の近代化への試行錯誤の取組が伝わる遺跡～」を三重津海軍所跡の保存・整備・活用を進めるにあたってのコンセプトに掲げ、基本的な考え方を示している。保存・整備・活用の全体イメージ図は、次のとおりである（整備基本計画 64～67頁参照。）。

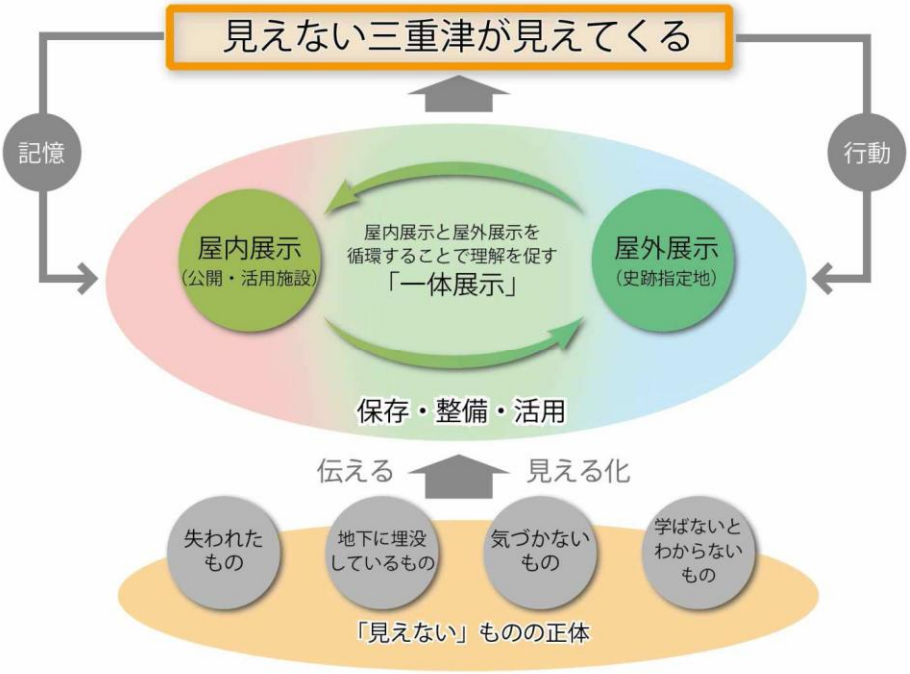

（２）一体展示のイメージ

屋内展示と屋外展示による一体展示のイメージ図は次頁のとおりである（整備基本計画 78～79頁参照。）。造船・修船システムについて十分に理解できるように留意するとともに、ユニバーサルデザインにも十分に配慮する。

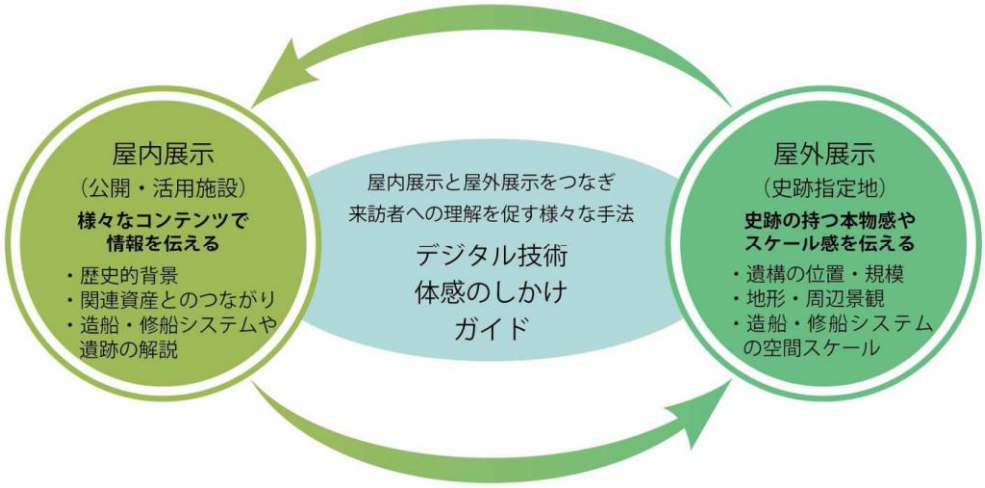

５　屋内展示施設整備の基本方針等

記念館には大きく分けて、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」、「三重津海軍所跡」、「佐野常民」の３つの展示を設置することとなる。

詳細はガイダンス施設基本計画を参照のこと。

（１）施設整備の基本方針

以下に示す３つの基本方針を定めている。

・誰もが利用しやすい施設づくり
・“見えない三重津が見えてくる”展示空間づくり
・様々な人々が三重津海軍所跡に関われる環境づくり

（２）必要となる機能と諸室構成

施設整備を進めるにあたり、必要となる機能及び諸室構成は 19 頁のとおり。

各諸室の想定面積は基本計画段階のものであり、今後の設計はこれに縛られるものではないが、概ね全体の延床面積を約 2,450 ㎡と想定している。

（３）展示の基本方針

以下に示す６つの基本方針を定めている。

・正しくわかりやすい展示
・興味・関心を引く展示
・発展する展示
・佐野常民と関連性のある展示
・ガイド活動と連動する展示
・訪ねて深めたくなる展示

（４）展示のゾーニングと動線

展示のゾーニングと動線図は 20 頁に示すとおりである。

現在、記念館３階に設置している「三重津海軍所跡インフォメーションコーナー」及び記念館の１階２階で提供している「三重津タイムクルーズ」の各種コンテンツは、撤去を基本とする。

【機能と諸室構成】

機能	内容・手段	諸室（仮称）	想定面積（㎡）	算定基準	三重津	佐野常民
機会の創出	講演会、研修会の実施（団体集合等にも利用）	多目的室	200 ㎡	収容規模 120 人（小学校 3 クラス程度）	○	○
	体験イベントの実施	体験イベント室	30 ㎡	20 人程度	○	
	企画展示（調査成果の発信等）や体験展示、常設展示の実施など補完スペースとして利用	フリースペース	20 ㎡		○	
概要・価値の伝達	「明治日本の産業革命遺産」の共通展示	展示室（世界遺産）	280 ㎡	収容規模 120 人（小学校 3 クラス程度）、復元模型展示を想定	○	
	三重津海軍所跡の展示	展示室（三重津海軍所跡）				
	映像を活用した学習	映像ホール	70 ㎡	40-50 人想定	○	
	幕末佐賀藩の近代化（三重津海軍所と佐野常民の関わり）の展示	展示室（幕末佐賀藩の近代化事業）	150 ㎡	※1　既存利用	○	
	佐野常民の顕彰コーナー ※シアター、日赤コーナー含む	展示室（佐野常民）	280 ㎡	収容規模 120 人（小学校 3 クラス程度）		○
	3 階テラスから三重津海軍所跡を一望	展望テラス	50 ㎡	※2　既存利用	○	
ライブラリー	蓄積情報、図書の閲覧	ライブラリー	20 ㎡		○	○
周遊支援	周遊情報の取得	情報検索スペース	30 ㎡	20 人程度	○	○
活躍の場・機会の提供	おもてなしスペースの提供（来訪者の休憩スペース）	展望室	130 ㎡	40 人程度	○	○
	会議スペース、教室スペースの提供	会議室	60 ㎡	※既存利用	○	○
	ガイドスタッフ等の控室の提供等	ガイド等控室	60 ㎡		○	○
共用スペース	来館者の受付案内の設置物販（記念グッズ等）	エントランスホール（1 階）	100 ㎡		○	○
	屋外展示への前室	ホール（2 階）	120 ㎡	※既存利用	○	○
	―	トイレ・通路・階段・エレベーター	520 ㎡	※3	○	○
運営管理	運営管理職員の執務スペース	事務室	70 ㎡	※既存利用	○	○
	収蔵庫・搬入室・器具庫等	バックヤード	260 ㎡		○	○
		合計	2,450 ㎡			

※1　1 階から 2 階へのスロープ部分も含めて、活用を想定している。

※2　展望テラスの面積については、建物の延床面積として算出する面積を記載している。

※3　具体的な設計段階で算出することとなるため、現状の面積を記載している。

【屋内展示施設のゾーニングと動線図】

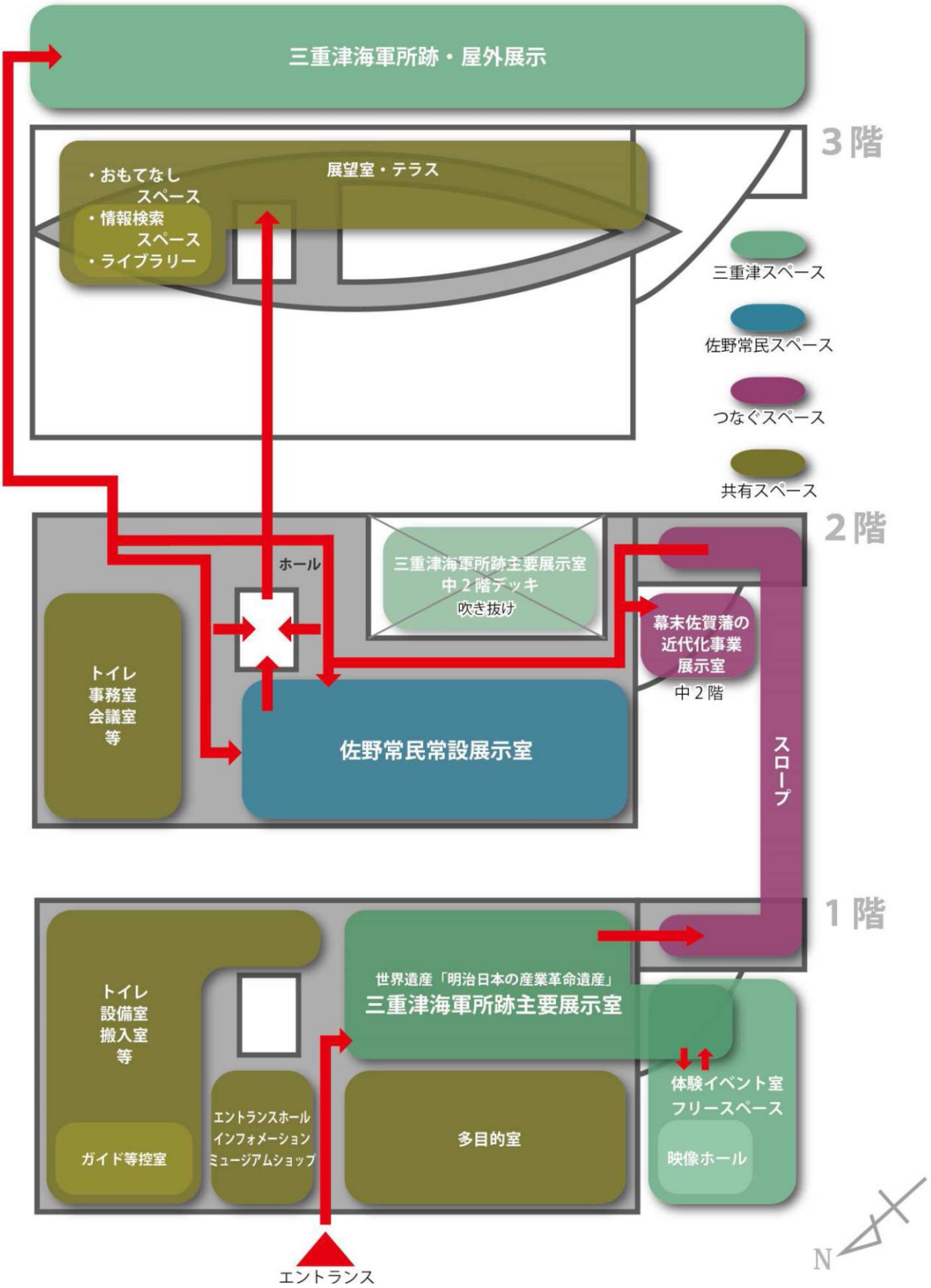

６　屋外展示整備に関する基本方針等

ポイントとなる点を以下に示す。詳細は整備基本計画で確認すること。

・地下遺構は、今後も確実な保存を行うため、地中での保存を継続する。

・地下遺構の保護のために必要な覆土は、現状において十分な厚さが確保されている。これ以上の盛土等は行わずに現在の地形を維持する。

・史跡指定地内にある駐車場は、史跡指定地外に移転整備することとしており、平成 29 年度から事業に着手している。

・史跡指定地の整備にあわせて、定期的な地下水位・水質の観測のための新たなモニタリング手法を検討する。

・三重津海軍所跡の価値を理解しやすく、多数の来訪者にも対応でき、海軍所稼働期における作業の流れがイメージできる動線を目指すとともに、誰もが安全・安心に利用できる動線づくりを行う。

・確実な調査成果をもとにして、来訪者に地下遺構のスケールや造船・修船システムの流れを体感し、より具体的にイメージしてもらうため、①遺構の性質に応じた表示の種類とサインの設定、②デジタル技術を用いた解説、③ガイドによる案内・解説のしやすさに留意しながら、遺構表示を行う。

なお、ドライドックの表現については、以下に示す平面表示と立体表示を基本イメージとし、設計段階で整備手法を決定する。

平面表示の断面イメージ	立体表示の断面イメージ
	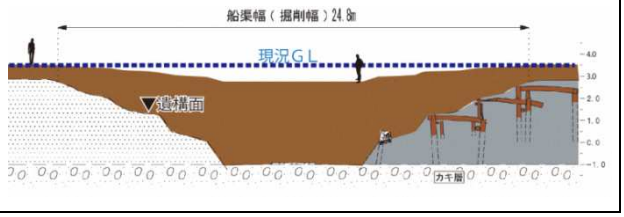

・史跡指定地における修景・植栽は、原則として海軍所稼働期のイメージに統一することとし、公園や漁港としての機能と調和したものとする。

・現在設置しているトイレの施設更新や再配置が必要となった場合は、史跡指定地外への移転も含めて検討を行う。

7　整備スケジュール（予定）

全体スケジュールは以下のとおりである。

屋内展示施設は平成 33 年度、屋外展示施設は平成 36 年度の供用開始を目指している。

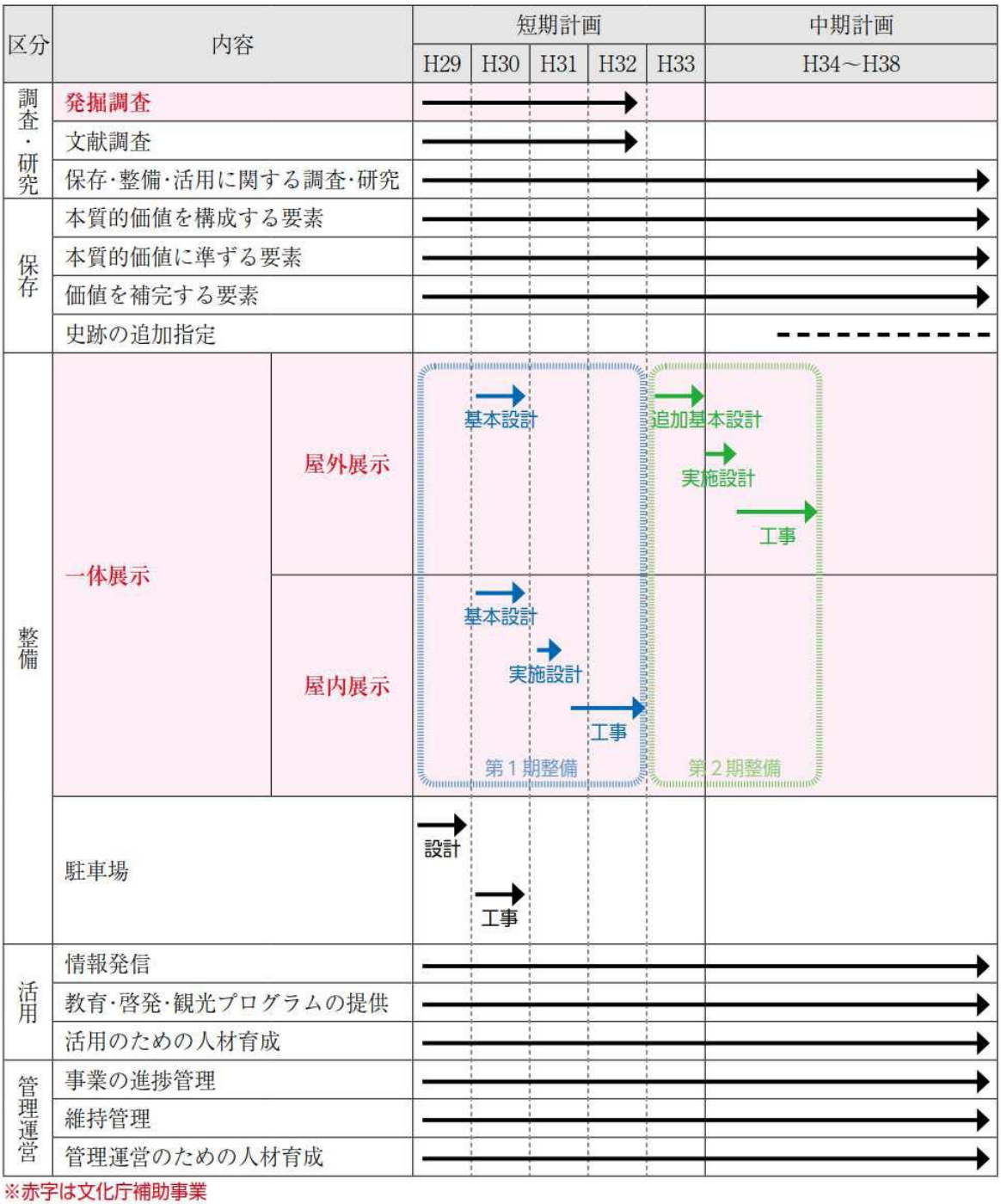

※赤字は文化庁補助事業

８　専門家による設計内容の審議

三重津海軍所跡の整備を進めていくにあたり、設計段階から整備完了まで指導・助言を行う「(仮称) 三重津海軍所跡保存整備指導委員会」(以下「指導委員会」という。) を設置することとしている。

設計内容は指導委員会で議論する予定であり、平成 30 年度は５回程度の指導委員会を開催予定である。その開催予定時期は以下のとおりであり、設計内容の具体的な審議は第２回以降を見込む。

・第１回　平成 30 年５月下旬
・第２回　平成 30 年７月下旬
・第３回　平成 30 年９月下旬
・第４回　平成 30 年 11 月中旬
・第５回　平成 31 年１月下旬